

(令和2年3月第2回常任委員会書面審議決定)

いちご一会とちぎ国体矢板市交通基本計画

1 基本方針

「いちご一会とちぎ国体」の開催に係る交通対策については、国体関係者、近隣住民及び一般の通行者の安全な交通の確保に努めるとともに、環境への負担軽減を図るよう実施するものとする。

2 基本計画

(1) 交通規制

ア 安全かつ円滑な交通の確保のため、警察署、道路管理者その他の関係機関と協議のうえ、必要な交通規制を実施する。

イ 交通規制を実施する場合は、近隣住民及び一般の通行者に過度の負担をかけることがないよう配慮する。

ウ 競技会会場への進入又は周辺地域の規制区間の通行等の際は、事前に許可証を発行し、通行制限を受ける車両との区別を行う。

(2) 交通の誘導整理

ア 競技会会場及び練習会場周辺への案内板又は立て看板の設置、臨時駐車場表示の掲出等を行い、円滑な交通を確保する。

イ 競技会会場、臨時駐車場その他必要となる場所に、整理誘導員を配置する。

(3) 広報、周知活動

ア 交通規制の実施に際しては、事前に案内板の設置を行うなど近隣住民及び一般の通行者に説明、広報及び周知を行い、協力及び理解を得られるよう努力する。

イ 本大会会期中については、別に定めるいちご一会とちぎ国体矢板市輸送基本計画に基づき実施する輸送手段を利用するように誘導する。

(4) 環境対策

ア この計画に基づき、本大会会期中の競技会会場への自家用車両の流入を抑制し、排気ガスの排出抑制等環境への負担軽減を図る。